

後藤新平の衛生行政論の一貫性について

日野秀逸

はじめに

後藤新平の衛生行政論について、彼の渡欧および日清戦争の前後で内容が大きく変化したとするものが、従来の見解であった。しかし、個々の問題での成熟・発展が認められることは事実であるが、衛生行政論の骨格、基本的政策思想、したがって、政策の主たる対象についての認識は、明治二十年前後に形成されており、帰国後も日清戦争後も変わらずに一貫していたのである。

本稿は、後藤が明治二十一年から二十二年にかけて『大日本私立衛生会雑誌』に連載した「職業衛生法」、帰国直後の二十五年十二月に大日本私立衛生会で行なった「疾病の保険法」と題する講演、日清戦争後の二十九年に大日本私立衛生会第一四回総会で行なった「衛生と資本」と題する講演、後藤の衛生行政論の「理論の集成的表現として重要マされねばならない」と目される明治三十一年の「救済衛生制度ニ関スル意見」と題する建白書、以上を主たる分析対象として、後藤の衛生行政論の一貫性を論証するものである。

なお、本論文は昭和六十二年四月の第八八回日本医史学会総会および六十一年十一月の例会において報告した内容に検討を加え、整理したものである。

一 従来の主な見解

後藤新平の衛生行政論の、渡欧および日清戦争の前後における変化の有無について、従来の典型的見解は佐口卓氏と野村拓氏によって示されている。

(一) 佐口卓氏の見解

佐口氏は『日本社会保険制度史』において、後藤の帰国後の発言を検討し、衛生行政論の骨格が帰国後に形成されたものと扱っている。まず次のように述べている。

「明治二十三年九月に、当時内務省衛生局技師であった後藤新平は、『衛生制度論』なる本を出版して工業衛生や社会衛生を論じたが、二十三年から二十五年にかけて外国留学で渡欧し、とくにドイツにおける実情を見て多くの示唆を得て二十五年六月に帰朝したのであった。その年の十一月に衛生局長となり、十二月二十四日に東京京橋木挽町にあった厚生館における大日本私立衛生会の第九五常会の席上で『劳工疾病保険法』と題する演説をなしたのであって、疾病保険法制定の必要を力説したのであった。」⁽¹⁾

この演説は後に検討するが、佐口氏は次のように評価している。

「彼の場合は、他面において労働力の保持培養という点をも見落としていないところに、一歩前進したところがうかがえるわけである。」⁽²⁾

「分配的な観点のみにたつことなく、生産的な観点をもあわせ考えており、富国強兵という明治政府の国是のための主張をしている。上からの救済をたんなる救済としてではなく、また素材なヒューマニズムのもちあわせなどでなく、社会経済的に国家的な見地にたつのも、彼が明治政府の高級官僚であり、社会保険的な疾病保険をもって色どるのは帰

朝者らしい新知識であったからであろう。」^(三)

さらに、後藤が伊藤博文に対して行なった明治二十八年から三十一年にかけての一連の建議に言及しつつ、佐口氏は次のように述べている。

「これらは、彼が日清戦役後における日本資本主義の確立と展開にもなつて、貧富の差が増大し、明治維新後における窮民と異なる「新しき貧民」の発生に着目したこと、他方において貧民^二労働者が生産力の担い手であり、かつまた、社会主義の主体的勢力となる可能性を危険視したことによるのである。これらに対する施策こそが日本資本主義の発展であり、富国強兵の基礎ともなることを確信したからにはほかならない。」^(四)

佐口氏は、後藤が衛生行政^(五)を、労働力政策・生産力政策として富国強兵の内容をなすものと把握している点を取り上げ、新しいものと見なしている。

また、後藤が貧民・労働者を治安対策の対象と見なし、衛生行政の不可欠の内容と把握していることを、佐口氏は日清戦争後の情勢に対応した認識であると評価している。佐口氏が示した後藤の認識の新しさは、後述するように、後藤が留学前に書いた「職業衛生法」において、明示されていたものに他ならない。

(二) 野村拓氏の見解

野村氏は、「中間層と保健医療」という視点から後藤新平の命価説を取り上げている。

まず、「中産階級以上でなければ医療を受けられないような状態、また「相応ノ資産アル者」しか「衛生法」の対象にはならない状態、またこのような状態を肯定し、ことあるごとに「中等度以下の者は問題外としても」という科白をばく官僚学者の横行は、何を意味するのでしようか^(六)」という問題を設定する。その解答は、「まだ基礎の不安定だった明治政府が、中産階級を反体制運動に対する安全弁と考え、中産階級の向背に神経をとがらしていたからだといえましよう^(六)」とい

うものである。

右の問題意識から、後藤の命価説を紹介したうえで、次のように理解している。

「つまり当世風にいえば、「ゼニのとれる男」は、それだけ衛生に気をつけ、スタミナ食をとり、睡眠も十分とするものである。この「ゼニのとれる男」の衛生に対する関心が、およそ「ゼニのとれない男」の生活環境をも改善させたのだ、だから衛生上の問題においても、たよりになるのは、やはり「ゼニのとれる男」(中等以上ノ人物)なのだ、ということになりませう。」^(八)

この後、野村氏は「生命の価値を考える場合、国家的な立場、支配者の立場から考えるものと、個人個人が自分の価値について考える立場」^(九)が問われ、後藤の命価説のオリジナルであったイギリスのウィリアム・ファーは、「一人一人の人間の可能性を市民的な立場から算出した点が評価されるべきで」^(九)あるとする。その上で、「市民的立場からの人間に対する価値観が、明治絶対主義と相容れないのは当然のことであり、従って後藤新平がファーの思想を、多少歪めた形であったにせよ「命価説」として紹介・主張している点は評価すべきだ」と述べている。

以上の野村氏の立論は、医療政策、衛生行政の根底に横たわる、人間への評価という問題を背景とした、鋭い指摘であり、H・E・ジゲリストの問題意識とも重なるものである。^(一〇)

問題はこれからである。野村氏は、後藤の理論が、留学と日本資本主義の展開によって変化すると主張している。こうである。

「命価説」は「国家衛生原理」以後の著述には登場しません。なぜでしょうか。それは時代が変わったからです。つまり日本の産業資本が確立し、労使関係が広汎に成立するようになると、当面の課題は労働者対策となります。そうして中産階級を安全弁と見なす社会政策思想は次第に時代遅れとなってきました。中産階級を安全弁と見なす点では、呉文聡の「開化級」「職人級」という見方と後藤新平の「高価の生命」「低価の生命」という見方とは共通するものがありま

す。しかし、労資関係が広汎に成立し、旧中間層の崩壊がはじまると、時勢に敏感な後藤新平は、ドイツで仕入れて来たばかりのビスマルクの疾病保険を日本に適用することを主張し始めます。^(一一)

野村氏の論点は、労働者保護をテーマとした部分で、より鮮明に打ち出されている。

「労働者保護の問題で口火を切ったのは、やはり後藤新平ですが、「なぜ労働者を保護しなければならぬか」ということになると、彼のこれまでの所論上、どうも都合の悪い点があります。というのは、……「中等以上ノ人物」が公衆衛生上の改善の推進力であったし、またあり得ることを主張しています。この論法で行くと、労働者階級は、明らかに「低価ノ性命」しかもっていないことになり、彼のように理詰めで労働者の保護を主張しようとする場合には、どうも具合の悪いことになります。ここにおいて、ちょっとした理論の転換が起って、爾後「命価説」は、彼の所論のなかでは登場しなくなります。^(一二)

別の著書では、もっと端的に述べられている。

「低価ノ性命ヲ有スル賤民」をさげすんだ同じ後藤新平が、明治三十年五月二十八日の「帝国施療院設立費外五件予算編入之議ニ付伺」のなかでは、「生産力ノ由テ生スル所ハ彼ノ賤民労働者ノ健康ニ在リテ存ス」といっている。社会の余計者であった賤民が、一躍、生産力の担い手に出世したのである。

後藤新平に見られる一種の理論転換は、日本社会の変動と、それに基づく明治政府の施策の変遷を反映するものといえよう。

明治前半期に見られた貧民・賤民・不平分子に対する安全弁としての中産階級保護政策、これが新しく形成されつつある労働者階級を対象とする政策へと変わりつつあったのである。政治的嗅覚の優れた後藤新平の理論転換は当然のことといえよう。^(一三)

以上に見たように、野村氏は、後藤の理論が、ドイツ留学と、日本社会の変動Ⅱ日清戦争後の産業資本の確立と労資関

係の広汎な成立Ⅱを契機に、転換したと主張されている。

しかし、後藤は、後に見るごとく、留学以前の「職業衛生法」において、労資問題の激化を先見し、労働者・貧民こそが富の源であると把握し、生産力向上の視点と治安対策の両面を兼備した政策論を展開しているのである。そして、この先見性の先見性たる所以は、未だ産業革命が完了せず、産業資本も確立せず、労働組合運動の本格的発展も見られないうちに、右記のような労働者に対する総合的施策を提起したことに求められるのである。すなわち、世人の労働問題や社会問題に対する認識が本格化する以前に「職業衛生法」に示されたような政策論を提示しえたところに、後藤の先見性が認められるのである。この意味で、時勢の動きのあとを追って素早く理論転換をはかるような変り身の早さを後藤が示したものである。

以上、佐口氏と野村氏が提示している、後藤の衛生行政論、政策論の留学前後、日清戦争前後の変化という典型的論点を確認した。

他の多くの研究者も、ほぼ佐口、野村両氏の論点と類似の見解である。^(一八)

二 「職業衛生法」の内容と評価

(一) 当時の労働者保護・社会保険への認識

後藤新平は、『大日本私立衛生会雑誌』の第六三号から六六号（明治二十一年）、第六八号（明治二十二年）に五回にわたって、「職業衛生法」と題する論文を発表した。

社会保険あるいは疾病保険という側面で見れば、留学より帰国した明治二十五年六月のちょうど半年後に行った講演「疾病の保険法」が有名かつ重要である。しかし、後藤が衛生行政論あるいは社会政策論の全体像を形成していくプロセスから見れば、この「職業衛生法」の意義はより重要である。

まず手続きとして必要なことは、明治二十一年頃の日本における労働者保護や社会保険をめぐる認識状態の確認である。この点では、庭田範秋氏の研究が重要である。氏の研究によれば、明治二十一年末までに新聞にあらわれた労働保険、疾病保険の紹介は、三編のみである。

「以上三編の『明治日報』における独逸労働保険の紹介を見れば、それぞれは分量の少ない断片的な簡単な報道に過ぎないけれども、しかもドイツ労働保険の性格を臆げながらも推測せしむるところがある。ただそれが『明治日報』一紙に限られ、四年間に三編とはあまりに少なきに過ぎる」^(一九)

なお、これらの『明治日報』の報道では、「力役者強迫保険」(明治十四年)、「職工福災保険議案」(明治十六年)、「不時の災難に罹り死亡し若しくは負傷したる工人の救助に関する修正議案」(明治十七年)が取り上げられ、疾病保険は明示的には報じられていない。

雑誌に目を転じよう。明治二十一年に『東京経済雑誌』が老齢廃疾年金の成立について紹介し、「強迫的の保険によりて貧民の状態を改良し不平の激動を鎮圧せんとの目的」で成立せしめられたものと紹介している。^(二〇)

明治二十一年に後藤が「職業衛生法」を執筆する頃までの報道は、佐口氏の指摘するごとく、疾病保険が含まれていないこと、強迫的保険≡職工保険が貧民に対するものと受け取られていたことが、その論調の特徴であった。^(二一)

さらに、社会保険が「社会党ノ増進ヲ制限シ得ル」(『明治日報』、明治十四年)ものとして、貧民の「不平の激動を鎮圧せんとの目的」をもつものとして紹介され、受け取られていたことも、一つの特徴である。

ドイツにおいては、事実、社会保険は社会主義運動を鎮めるものとして構想されたことは、周知のとおりである。^(二二)すなわち、「ビスマルク社会保険はプロイセンの王制の維持という課題を担わされたのであって、社会主義鎮圧法がその政治的社会的担い手であったのに対し、それは経済的社会的担い手であって、相互に密接な不可分の関係におかれるべきも」^(二三)なのであった。

明治二十一年頃までの社会保険についてのとらえ方は、治安対策的なものであったことが理解されよう。

ところで、後藤新平は、社会保険、労働者疾病保険を含む労働者保護を、治安対策として把握するとともに、より積極的に、明治国家の国是たる富国強兵・殖産興業に不可欠な社会的装置としてとらえた。

当時の社会保険に関するもう一つの論調は、情民促進論であった。例えば、明治十九年に独逸学協会から出版された『行政講義録 商工政策論・第四号』に収められているドクトル・ラートゲン講述「職工保険」では次のように述べている。

「然ルニ職工ノ疾病保険ニ在テハ上等社会ノ保険ト混同セシムヘカラス疾病保険ニ在テ最恐ルヘキハ怠惰ノ職工動モスレハ疾病ヲ偽リ保険金ニ依テ安逸ノ生計ヲ営マントスルニアリ。」^(二四)

以上のように、後藤が「職業衛生法」を執筆した当時の、労働者保護や社会保険をめぐる新聞や雑誌の論調は、①疾病保険を見落しがちであること、②貧困対策・救済策と見なすこと、③治安対策と見なすこと、④情民を生じさせるものと見なすこと、を一般的特徴としており、総じて消極的施策として把握していた。

(二) 「職業衛生法」の構成

「職業衛生法」は五回連載、合計六十ページに及んでいる。概要を示しておく。

第六三号掲載分は総論部分である。とくに、高島炭坑事件を重視し、執筆動機が労働問題にあることを明らかにしている。^(二五) 欧米に比して日本の労働者保護行政が遅れていることを問題にし、その理論的、政策論的原因を除去すべく議論を展開している。

すなわち、労働者保護は、治安対策的側面を有するとともに、より積極的に富国強兵・殖産興業の不可欠の部分となすとして、情民論や時期尚早論に応えたのである。

第六四号掲載分は、産業衛生、労働安全施策について、欧米の文明国毎に紹介している。公害対策にも言及している。具体的に言えば、健康に害を与える営業の許可・免許の制、視察・巡視の制、操業者保護、操業者の男女の年齢の制、操業時間の制、である。

第六五号掲載分は、前号の内容をとくにドイツについて見たものである。その後で、「直接職工保護規則」の項が記述される。これは、危険な作業を行う職場についての独自の法律や制度を扱っている。続いて「製造場ニ於クル医術的補助」の項が続く。六五号の最後は「職工住居」であり、労働者住宅施策が紹介されている。

第六六号掲載分は、「職工住居」の続きが述べられている。

第六八号（六七号には休載。六八号より明治二十二年）掲載分も、「職工住居」の続きから始まる。六八号ではドイツについて詳しい記述がなされている。次いで「職工ノ食物」に移る。全体の最後が、「職工ノ為ニ設クル補助ノ法」である。ここでは、「養老補助金」、「廢疾補助金」、「療病補助金」の三つの、共済組合保険を論じている。この三種が、ビスマルク保険の三つを念頭に置いていることは他言を要さない。

(三) 生産力説―富国強兵と啓蒙

後藤の「職業衛生法」を貫く基本的発想は、労働者保護が、総じて衛生施策が、生産力を増強させ富国強兵をもたらすものであることと、治安維持に資するものであることを、統一的に把握し、積極的な施策として打ち出すところにあった。後藤の論理はこうである。

「抑衛生ハ開明世界ニ於ケル栄名ノ虚器ニ非ラス必要ノ実事ナリ此学ヲ講スルモノモ唯空理ヲ談シテ実理ヲ顧ミサルモノニ非サルナリ理財ヲ輕スルモノニ非サルナリ此術ヲ説クモノ徒ニ虚器ヲ擁シテ殖産ヲ害スルモノニ非サルナリ興業ヲ妨ルモノニ非サルナリ就中製作業ニ関スル衛生法ハ実利ヲ主トシ理財ノ源ヲ深フシ仁慈ノ心ヲ厚シ殖産ヲ助ケ興業ヲ

進ルニ在リ寔ニ生命ハ理財ノ最上資本ニシテ職業衛生法ハ殖産興業ヲ助長スル生氣タリ温熱タリ又雨露タリ^(二六)

このように、一般論として衛生施策が殖産興業に資するものであることを述べてから、今度は貧民・労働者保護という具体的テーマについて、その必要性を、生産力増大という視点から次のように論ずる。

「職工若クハ坑夫ノ保護ニ到テハ頗ル不完全ナルモノ少ナカラス蓋此等ノ労働者ノ如キ生活物ハ之ヲ保護センモ社会ノ為ニ何ノ用力之アラシヤト云ハシムヘキ者ナキニ非ラス然レトモ退テ熟考セハ決シテ否ラス之ヲ集合セハ大ナル生産力ヲ発スヘク王公ノ富源モ亦此貧賤ナル労働社会ニ在ルニ非スヤ英國ノ富ハ貧民ニ在リト寔ニ知言ト云フヘシ由是觀之職業衛生制度ヲ設ケテ労働者ヲ保護シ衛生巡閱官ヲ設ケ製作場ヲ検閲セシムルハ邦国ノ富強ヲ致スヘキ本源ヲ培養スルモノニシテ豈ニ一ノ労働者ニ私恩ヲ施ス者ナランヤ」^(二七)

労働者保護が、生産力増大機能を有することを明示した文章であることは疑問の余地が無い。
改めて次の二点を確認しておこう。

第一は、後藤が、労働者保護の必要性を、世の指導層、読書層、とりわけ医学界に理解させるために、当時の労働者保護や社会保険をめぐる議論のなかで欠落していた、国是たる富国強兵・殖産興業にとってこそ労働者保護が不可欠であるという論点を強調したことである。このことのもつ啓蒙的意義は大きい。

第二は、後藤が、社会の富の源泉は労働者にあるという、労働価値説的把握をしていたことである。

これら二点は、その後、留学後も、日清戦争後も変わらずに後藤の衛生行政論の柱をなす。

次に、後藤は、当時有力であった、労働者保護時期尚早論や不用論、その根拠たる、日本労資関係特殊論を批判する。この批判は、治安対策的側面を論ずるときに、より一層明瞭に提示される。

「論者常ニ曰ク日本ハ貧弱国ナリ欧米諸国ノ如キ衛生法ヲ行フコト能ハス宜ク先殖産興業ヲ奨励スヘシト其言理無キニ非ラス然レトモ貧弱ノ国ト雖トモ尚ホ生活セル人類ノ集合ナリ死者ノ集合ニ非ラサルナリ今夫レ邦国ノ富強ヲ図ルモ

ノモ其生靈ナリ邦国ノ富強ヲ致スモノモ亦此生靈ナリ然ルニ全ク衛生法ヲ捨テ、殖産興業ヲ望ムモ其目的ヲ大成シ得ヘカラサルナリ此論者ノ如キ殖産興業家ハ宛モ一時ニ桑林ノ葉ヲ弘ヒ尽スコトヲ知リテ来年ヲ思ハス其培養ヲ顧ミサルノ徒ニ異ナラス」^(二八)

「試ニ思ヘ人貧困ナリト雖モ苟モ生ヲ有スル者ニ非スヤ既ニ生ヲ有スル上ハ貧人相応ノ衛生法ナカルヘカラス困貧弱ナリト雖トモ猶生靈ノ集合セル国家ニアラスヤ、ナドテ衛生法ヲ要セサラン然ラハ則殖産興業ヲ奨励スルノ国ニ於テ苟モ開物成務ノ績ヲ致サント欲セハ職業衛生制度ノ必要ナルヤ明カナリ」^(二九)

後藤の論理は明瞭である。国の富強をなすのは生きた人間、とりわけ貧困な労働者であり、その保護施策を怠れば、労働力の枯渇を招来する。労働者保護施策なくして殖産興業もありえない。

ここまでの議論は、生産力の増強という側面についてであった。くり返し、まとめるならば、後藤の主張は、労働者保護や社会保険を消極的な貧民救済策と理解していた当時の世論を考慮すれば、まことに先駆的なものであった。

また、明治中期の絶対主義国家日本の基本路線である殖産興業にとって、労働者保護や社会保険（共済保険を含めて）が不可欠であると論ずる後藤の主張は、有効なる啓蒙性、説得性を有するものと言えよう。

(四) 治安対策としての衛生行政

後藤の「職業衛生法」において見逃せないのは、衛生施策の必要性が、生産力増強という面からの必然性ととも、治安対策、階級闘争対策という面からの必然性もあわせて含んでいたことである。

まず、当時の労働者保護不用論や尚早論の論拠とされていた、日本では貧富の差が小さいので、階級闘争は発生しない、あるいは発展しないとの説を批判する。

「論者又曰ク日本ハ貧富平均ノ国ナリ故ニ欧米ノ如ク資本家ト労働者トノ懸隔ヲ来シ労働者ヲ虐待スルコトノ憂ナシ

今之ヲ設ルハ却テ法律ヲ以テ虐待ヲ招キ苛役ヲ促スニ似タリ勞役者ヲ保護スルノ法今日ニ必要ニ非サルナリ漸ク殖産興業ヲ誘導セントスルノ秋ニ於テ製造場工場ノ設立ニ関スル制度ヲ設ケ衛生巡視官ヲ置クカ如キハ大ニ殖産興業ニ妨害ヲ与フルモノナリト此説ヤ寔ニ遠慮ナクシテ近憂ヲ生スヘキモノニ非ラスヤ近日新聞紙上切リニ高嶋石炭坑^ヤ慘状ノ事ヲ伝フ此事未タ俄カニ信ヲ置ク能ハサレトモ若シ信ナリトセンカ殷鑑遠カラサルモノナリ」^(三〇)

後藤が「職業衛生法」を執筆するにあたってもっとも直接的動機となつたのが、高島炭坑での労働者虐待と、それに対する労働者の反抗であつた。後藤は、高島炭坑を例としつつ、日本の労資関係は安定しているという「前提」そのものに疑問を呈しつつ、労働者保護の必要を述べている。

次いで、同じく高島炭坑を例示しつつ、少なくとも衛生的施策においては欠けていると論ずる。

「彼ノ高島炭坑ノ事吾人ハ新聞紙上報道スル所ヲ聞キ悚然トシテ戰慄シ坐ニ側隱ノ感ヲ催サムルヲ得ス其果シテ信ナリヤ否ヤ未タ証言シ能ハスト雖モ一般衛生上ノ景況ヨリ推ストキハ他ノコトハ暫ク措キ衛生的ノ欠典ハ決シテ之無シト保証スルコトヲ得ス」^(三一)

続いて後藤は、経済的競争の激化や労資対立の激化を不可避的なものと把握し、その予防策としてあるいは緩和策として、労働者保護を提唱する。

「職業衛生制度ヲ必要トスル所以ノモノハ社会ノ進化ト万有学ノ進歩トノ勢自ラ然ラサルヘカラサルモノアレハナリ夫レ社会ノ進化ハ人々希望スル所ナリ……西哲曰ク文明ト仁慈トハ相伴フ能ハス」^(三二)

「今職業衛生法ノ必要ナル原因モ亦此ニ存スレハナリ乞フ看ヨ欧米諸国ニ於テ奴隷解放ヲ実行スルノ議アルニモ抱ハラス人々徳義ヲ棄テ自利競争ノ念益熾ニシテ貧富ノ懸隔日ニ甚シク資本家ハ金力ヲ以テ職工ヲ抑制シ甚キハ社会党トナリ共產党トナリ国家ノ安寧ヲ害スルニ至ルコト屢々之アリ近来ノ独逸国宰相ビスマーク氏^ヤガ職工災難保険条例ヲ発シタル政略ノ如キ其他各国ニ於テ製作場ニハ婦人兒童ノ使役ヲ寛ニスルノ法律ヲ設ケタルカ如キ皆以テ其精神ノ存スル所ヲ

察スルニ足ラン本邦ニ在テハ資本家勞役者ノ間懸隔少ク紛争ヲ醸スヘキ虞ナシト安心スルモノアレトモ社会ノ進化ヨリ
来ル此影響ハ早晚免ルヘカラス否已ニ吾人ノ目前ニ迫レル者アルニ非ラスヤ

(三三)

くり返しになるが、後藤は、明治二十一年の時点で、労働者を対象とする施策の必要性を明瞭に把握していたのである。すなわち、後藤は、日本における労資の階級対立激化を「社会ノ進化ヨリ来ル」ところの不可避的なものと見なし、労働者が「社会党トナリ共産党トナリ国家ノ安寧ヲ害スルニ至ルコト」を防ぐために、労働者保護施策の実施を、いち早く提唱したのである。

(五) 「職業衛生法」への評価

すでに、行論のついでに、「職業衛生法」への評価を、そして後藤への評価を、個々の論点に関して述べてきた。あらためて、「一 従来の主な見解」において確認した内容に対応させて、後藤および「職業衛生法」への評価を述べておく。佐口卓氏の場合は、後藤が、留学および日清戦争後の情勢を経て獲得した新しいものこそ、衛生行政のもつ労働力政策・生産力政策・富国強兵策的内容と治安対策的内容の把握に他ならないという見解であった。

野村拓氏の場合は、後藤の政策理論が、留学と日清戦争後の産業資本確立および労資関係の広汎な成立を契機に轉換し、政策の対象が中流層から労働者階級へと変化したという見解であった。

ところで、「職業衛生法」の検討によって明らかにしたように、後藤は明治二十三年から二十五年の留学、二十七年から二十八年の日清戦争に先だって、明治二十一年の段階で、労働者・貧民を対象とする労働者保護政策を、生産力政策・富国強兵策としての内容と、治安対策の内容とを含むものと把握し、系統的に提示したのである。

本稿の課題である、後藤新平の衛生行政論の一貫性の論証のうち、従来の轉換説の不成立を論証した。

なお、後藤の衛生行政論に対するビスマルクの影響が語られているが、労働者を対象とする政策について言えば、むしろ

る後藤の方がビスマルクを超えていたことを忘れてはならない。ビスマルクの社会保険構想は、労働の場における労働者保護立法と切り離されていたし、ビスマルク自身が労働の場における労働者保護立法の反対者であった。^(三三)ところが後藤にあつては、すでに見たように、労働の場における労働者保護も、「職業衛生法」の重要な内容になっている。後藤はたんなるビスマルクのエピゴーネンではなかつたのである。

三 留学後、日清戦争後の衛生行政論

後藤新平の衛生行政論は、留学後も日清戦争後も、基本的に変らず、一貫していた。そのことを示す後藤の発言を跡づけよう。

(一) 「疾病の保険法」

後藤は留学を終えて明治二十五年六月十日に帰国した。同年十二月二十四日に、大日本私立衛生会第九五常会の席上において、「疾病の保険法」と題する演説を行なつた。^(三四)

「疾病の保険法」の内容は二つに大別される。第一は「疾病保険法が、何ぞ今日必要に迫つて来たかと云ふこと」^(三五)である。第二は保険原理の説明とドイツの疾病保険法の紹介および外国の学説や経験の紹介である。

第一の部分が、後藤の問題意識を示している。

まず冒頭で、後藤は「職業衛生法」との連続性を自認している。

「抑々疾病保険の事は仮令一斑又は一部分にせよ之を論じましたことは、明治廿一年本会の雑誌第六三号より第六八号まで、私が掲げました職業衛生法と云ふ中に、散見して居るのが嚆矢であります。」^(三六)

次いで、高島炭坑の例を引きつつ、疾病保険法が必要な理由を労働問題にもとめている。

「先づ第一に茲に掲げた疾病保険法が、何ぞ今日必要に迫つて来たかと云ふことを申し上げなければならぬ、明治廿一年に私が職業衛生法を論じた時は、抑々何う云ふ時であるかと云ふことを考へて見れば一番早く分る。此の時は則ち高島炭鉱の問題の起つた時である。高島炭鉱の問題と云ふのは、何であるか。即ち労働社会が疾病保険、其外職業衛生法の必要を喚起した時である。即彼等が其の必要の急を告げた時である、其後今日に至るまで、色々同盟罷工とか、又は社会の有様の変化が、余程此急を喚ぶことと考へます。」^(三七)

この文章は、疾病保険や職業衛生法が、労働問題によって必要を喚起されたことを示すと同時に、すでに明治二十一年の「職業衛生法」執筆当時において、「其の必要の急を告げ」ていたことを示している。決して、後藤の留学中に、ましてや日清戦争後に「其の必要の急を告げ」るようになったのではないのである。

このように、主として労働問題によって疾病保険が必要になったことを述べた上で、とくに保険の必要性を、分配論の立場から説明している。

「社会と云ふ者は、唯人間が寄り集つたから社会と云ふ訳ではない。生活力、財産其他智識分配の度の同じからざる人々が寄つて、段階のある様な団体を成すに到りたるものを以て、始めて社会と云ふのである。即ち富の分配、智識の分配、生活力の分配が平等に行くべきものでないからして、人間社会が平等に行くべきものでもないのです」^(三八)

このために不平等が当然のこととして生じてくるので、疾病保険が必要なのだということになる。後藤は、一言で要約すれば「此疾病保険法が何う云ふものであるかと言ひますと、禍福平均法又長短補充法で社会に免るべからざる欠点を補ふものです」^(三九)と論じている。見られるように、後藤は分配論の立場から疾病保険の必要を論じている。

分配論的視点は、貧富の格差の増大という現状認識と結びついて、後藤を立法活動に駆り立てた。注(三三)の引用文が示すように、後藤は「職業衛生法」において、すでに、貧富の格差の増大は「社会ノ進化」に由来する法則的なものであり、「已ニ吾人ノ目前ニ迫レル者アルニ非ラスヤ」と認識していたのである。

後藤の衛生行政論の特徴は、生産力視点と治安対策的視点を兼備した総合的なものであることに求められる。この特徴は、「職業衛生法」においても、すでに確認しておいたことである。

「疾病の保険法」においては、所得再配分という分配的視点が、保険というテーマからして前面に出ている。当然のことである。保険のもつ機能は、所得再配分に他ならないからである。ただし、ここで言う保険は、公的保険、社会保険のことである。

次に、「疾病の保険法」の生産力視点を見ることにする。この演説においても生産力視点は明瞭にあらわされている。

「之（貧民のこと……日野）を救済する事は伝染病の流行に向マっても必要である。之は近き例に乏しからぬ、併し平素の疾病の保護上に於ても尚ほ必要のものであります。又之が衛生法は富国強兵の基を弼けると云ふ所の実を致す方法（四〇）の一であります。」

「此法が起らぬときは、一朝其戸主が病に罹マったときは、遂に其全戸糧を失ふに至る。併し乍ら一時の疾病であれば一時其労力の不堪能と云ふことになマって、労力と云ふことは出来ない様になるだけの様なれども、一時の労力不堪能は遂に永久の労力不堪能を起し、然うして其積んだ所ものは、国民全体の労働力の減少を起しますから、富国強兵にも影響を及ぼします様なことになります。左るときには、一国の富は貧民にあると云ふことを以て貧民を保護さす所の所以も明かになマって来る訳であります。」（四一）

これらの引用文には、「職業衛生法」中の文言と同じものもあり、生産力の担い手としての、富の担い手としての、兵力としての、貧民に対する施策の必要性が明示されている。

続いて治安対策的視点を確認しておく。後藤は高島炭鉱事件を知るや、すかさず、余人にさきがけて、労働問題、労資対立の激化の不可避性を理解し、治安対策機能を併せもつ労働者保護政策の必要性を「職業衛生法」において提起したのであるが、この視点は「疾病の保険法」にも受けつがれている。

「之が今日の様な急激の変化を以て進みまする世の中であるから、益々疾病保険の法がなかつたならば、世の社会学者が論ずる如く、社会党や其他の急激なる禍を起す所の党派の養成となつて、然うして我々国民の生活に自然禍を醸す所の原因になつて来ようと思ひますから此疾病保険の法が起らなければならぬ。」^(四二)

ドイツ留学から帰国して最初の本格的政策提言となつた「疾病の保険法」のうち、立法の必要性を論じた部分を検討した。この結果、「職業衛生法」に見られた生産力視点と治安対策的視点が、「疾病の保険法」においても一貫していること、すなわち、留学を経験した後にも変わらずに保持されていることが明らかになつた。

先に注(三)として引用した佐口氏の見解では、後藤が「労働力の保持培養という点をも見落としていないところに、一歩前進したところ」があり、「分配的な観点のみにたつことなく、生産的な観点をもあわせて考えており、富国強兵という明治政府の国是のための主張をしている」ところに、「帰朝者らしい新知識」を認めている。

しかし、「職業衛生法」と「疾病の保険法」を統一的に検討するならば、むしろ、「生産的な観点」が先に提起されたのであり、その上に、留学中のドイツ社会保険の見聞を経て深められた「分配的な観点」が加わつたし、「疾病の保険法」においては、「分配的な観点」の強調が「帰朝者らしい」新しさだったのである。

(二) 「衛生と資本」

「疾病の保険法」によつて、後藤新平の衛生行政論の留学前後を通じての一貫性を論証した。もう一つの論証すべき課題は、日清戦争後の日本資本主義の発達によつて労資対立が表面化し、それをみて後藤が、労働者対策を重視するに至つたという通説の正確なことである。

明治二十七年八月から二十八年三月までの日清戦争から後の明治二十九年五月に、大日本私立衛生会第一四回総会の席上で、後藤新平は「衛生と資本」と題する講演を行つた。^(四三)

この講演は衛生行政の意義を通俗的に述べたもので、「職業衛生法」や「疾病の保険法」のように系統立った内容ではない。

まず衛生の目的を「競争と云ふことに堪ゆる力を養ひ成すと云ふのが衛生と云ふことである」とする。^(四四)

次いで資本の説明を行う。次に見るように、後藤が言うところの資本は、経済学的概念としての資本ではなく、「もつて」という程度の日常的用語に外ならない。

「第一の資本は何であるかと云ふと即ち生活して居る人間であります又生命であります又心と髄であります活たる人間があつて始めて信用と云ふものが起ります又活イッパきた人間があつて始めて此流通資本と云ふものゝ必要が起ります活た人間があつて始めて貨幣の運転の必要が起ります是を資本と号して使用致すのでありますそれ故に信用と貨幣とは第二の資本で第一は生命であります心髄であります其命が満足なものであつて即ち健康で能く働けば即ち第二の資本も出来ると云ふことになるのでありますそこで衛生と資本との関係は即ち生命若くは健康と衛生との関係に外ならぬのであります」^(四五)

後藤が健康を経済活動の基本にあるものとしてとらえていることは明らかであり、一種の人的資源論なのである。後藤の論理は、第一の資本が生命、健康であり、これらの維持、促進のためには衛生事業が不可欠であり、従つて衛生は健康という第一の資本を大ならしめることによつて個人の社会における競争力を養成するものである、という展開になつてゐる。

続いて、一般的な健康ではなく、とりわけ労働者の健康保護の重要性を、聴衆たる上流人士に訴えるのである。

「それで其の資本の大部分を占め其の保護をしなければならぬものは上流社会にあるか下流社会にあるかと云ふと下等の労働社会にあります故に何れの国に於ても労働保護問題と云うのが必要となつて来たのでありますそれゆゑに苟しくも社会の上流に立つて居る所の人は一国同胞の爲めに衛生法を以て資本の保護をしやうと云ふときには彼の労働保

護問題に依つて始めて目的を達するやうになります……倫敦の富は労働者にあり又貧民にあり日本の富は日本労働者にあり日本貧民にあり其保護は衛生法に依つて成功すべく日本将来の富強になると否との問題も此に存するのであります。^(四六)

みられるように、上流階級あるいは中等以上の相手（大日本私立衛生会の会員は、医師、行政関係者、知識層、衛生事業に関心を示す華族や商工業者や富農など）に対して、富国強兵の立場から、富の担い手としての労働者・貧民の保護の必要を訴えているのであるが、後藤のこの論法は、明治二十一年の「職業衛生法」と、表現の一部も含めて、まったく同様である。

野村氏は、後藤の論理が日清戦争後に変つたことを示す論拠として「衛生と資本」を引用された。^(二二)しかし、そうではなく、むしろ「衛生と資本」、とりわけ注（三）および注（四六）に引用された部分は、「職業衛生法」以来の後藤の一貫性を示すのである。

（二）「救済衛生制度ニ関スル意見」

後藤は明治三十一年一月に、第三次伊藤内閣成立の直後に、伊藤博文に対して、「救済衛生制度ニ関スル意見」を提出した。後藤は同年三月に、台湾総督府民政局長へ転出するが、この「意見」は彼の最後の建白書となり、後藤の衛生行政論の集大成とも見なされている。

ところで後藤は、「相馬事件」に連座して明治二十六年十一月十六日に拘引され、同年十二月二十九日に非命となり、二十七年十二月七日に無罪が確定した。翌二十八年四月一日から公職に復帰した。すなわち臨時陸軍検疫部事務長官に任命され、日清戦争出征より帰国する兵士約二三十万余名の検疫に手腕を発揮した。

この時、後藤の上司となつたのが臨時陸軍検疫部長児玉源太郎（陸軍少将）であつた。周知の如く、児玉は後に台湾

総督となり後藤を民生局長に迎えた。彼は長州閥の有力者の一人として、第四次伊藤内閣、第一次桂内閣の陸軍大臣を努め、日露戦争では満州軍総参謀長の重任を果した。後藤は児玉を通じて伊藤博文と会い（明治二十八年七月十日）、長州閥へ接近した。とくに伊藤に対しては、明治二十八年八月十五日の「社会政策的施設の必要を建言」をはじめ、「明治恤救基金」に関する四つの文書（二十八年十二月）、そして「救济衛生制度ニ関スル意見」と、多くの建言を行った。明治二十八年の八月と十二月の文書は、「彼の多年の抱負経綸を遺憾なく吐露したものであって、この一文を以てしても、彼は時代の先覚者たるの名譽を戴くに足るものがある」という高い評価が与えられており、内容的にも見るべき点が多い。しかし、その分析は他にゆずり、本稿の主題との関係では明治三十一年の文書のみを取り上げる。その理由は、日本の産業革命の開始が、明治三十年頃になされたとする見解が多いこと、近代的な労働運動の開始が明治三十年頃とされることである。つまり、従来の説の要点の一つである、本格的労資関係の成立、すなわち日本資本主義の確立にともなう、後藤の衛生行政論の骨格（生産力視点と治安対策視点の兼備）が定まったという主張の正否を検討する素材としては、明治三十一年に書かれた「救济衛生制度ニ関スル意見」（以下、「意見」と略記）が適切なのである。「意見」全文は注（四七）の文献に収録されている。

「意見」の冒頭で、後藤の衛生行政の戦略が明瞭に述べられている。論旨は、「職業衛生法」以来、くり返されているもので、新味はないが、しめくくりの意味で引いておく。

「日清戦争ニ勝利ヲ博セシヨリ、我帝国百般ノ事物頓ニ膨脹シ、政府ノ歳出ハ二億五千万円ノ多キニ達シ、……我国民ハ将来三億円以上ノ国税ヲ負担スルノ覚悟ナカルヘカラス。即チ此巨額ノ歳出ヲ支ヘンニハ、一ニ国民ノ富力ニ頼ラサルヘカラサルヲ以テ、世人カ一般ニ生産的ノ事業ノ發達ヲ促スニ汲々タルハ、勢ノ然ラシムル所ニシテ大ニ勸奨スル所ナカルヘカラスト雖モ、今ニ於テ其生産力ノ由テ生スル所ノ本原ヲ究メ能ク之ヲ養フノ方ヲ講セス、単ニ望ヲ諸会社諸工業ノ勃興ニノミ属スルニ至テハ、未タ以テ国家大経綸ノ道ヲ得タルモノト謂フヘカラス。所謂国民生産力ノ本原トハ

何ソヤ。即チ国民殊ニ中人以下賤民労働者ノ健康是ナリ。

聞説ラク、倫敦ノ富ハ倫敦ノ賤民ニ在リト。豈独リ倫敦ノミナランヤ。世界各国概ネ然ラサルハナク、我帝国ノ富源、亦帝国ノ賤民労働者ニ在ルハ言フヲ俟タス。……今ヤ帝国戦勝後ノ状況、自ラ驕奢ノ風習ヲ馴致シ、貧富ノ懸隔ハ日ニ月ニ太甚シキヲ加ヘントス。而シテ諸工業ノ勃興ト、年々増加スヘキ巨額ノ徵税トハ、彼等賤民ヲ驅テ益々窮迫ニ陥ラシムルノ原因タラサルハナク、其反動ノ結果、彼ノ恐ルヘク忌ムヘキノ破壊の社会主義ヲ醸生スルハ、早晚免ルヘカラサルノ趨勢タルヘキヲ疑ハス。一タヒ此点ニ就テ觀察シ来ルトキハ寒心措ク能ハサルモノアリ。彼等賤民労働者ノイカニ国家ノ治乱ニ関係ヲ有スルヤハ、故ラニ喋々ヲ俟タスシテ明カナルノミナルコトヲ覺リ、一日モ其施設ヲ忽セニスヘカラサルノ重要問題タルヲ知ルヘキナリ。」^(四九)

前段において生産力視点が、後段において治安対策的視点が述べられていることは明らかである。これに続けて後藤は、自らも参加した調査に基づいて「貧窮ニ陥ルノ原因ハ……疾病ニ因ルモノ実ニ十ノ八九ニ居レリ」と述べ、健康を守ることが防貧上の最大の課題であると力説する。この「意見」は、上記の観点から、具体的には次の四点を提起している。第一は、防貧施策の大系を準備するために救貧制度調査局を設けること、第二は、帝国施療病院の設立、第三は、強制加入の労働者疾病保険法を制定すること、第四は、財源として売薬税の増税と絹布税の新設を行うことである。

明治三十年という、日本資本主義発達史上の大きな節目を超えた後に書かれた「意見」においても、「職業衛生法」以来の後藤の衛生行政論の骨格は変化せずに一貫していることは容易に読みとれよう。

結 論

これまでの分析から以下の結論が導出される。

一、後藤新平は、自らの衛生行政の主題を、生産力の増大と治安維持に置いた。^(五〇) 明治二十一年の「職業衛生法」は、こ

の生産力視点と治安対策視点を総合的に含んだものであった。したがって、後藤の衛生行政の対象は、早い時期から、少なくとも明治二十一年以来、一貫して労働者・貧民であった。^(五)

二、生産力の増大と治安維持は、資本主義の発達にともなうて、その必要性、重要性を増す、という認識を後藤は「職業衛生法」で示した。^(三)この必要性、重要性は、日清戦争を経、日本資本主義の発達を目前にするなかで、後藤によって、より一層増大したものとして認識された。明治三十一年の「救済衛生制度ニ関スル意見」に、それが表明されている。

三、後藤はドイツ留学中に、社会保険の実態を見、保険技術的知見を深めた。生産力の増大と治安維持の要である労働者保護の重要な手段が労働者保険、とりわけ疾病保険なので、帰国後の後藤の労働者保険論は、疾病保険に集中し、かつ、保険技術的論点、すなわち分配論が前面に出た（「職業衛生法」では、年金、廃疾、疾病が並列。分配論はまったく見当らない）。明治二十五年の「疾病の保険法」がそれである。

四、明治二十一年から明治三十一年まで、留学と日清戦争をはさんで、後藤の衛生行政論の基本骨格はまったく変わらずに一貫していたのである。^(五)

五、後藤にあつては、中等以上の人士は、衛生行政の主たる対象ではなく、衛生行政を進める上で不可欠な啓蒙の主たる対象であり、中等以上の啓蒙された人士を通じて、労働者・貧民に働きかけるといふのが、後藤の戦略であつた。

文献および注

(一) 社会事業研究所『近代医療保護事業発達史』上、二〇五頁、日本評論社、昭和十八年。

(二) 佐口卓『日本社会保険制度史』六頁、勁草書房、昭和五十二年。本書の底本は『日本社会保険史』（日本評論社、昭和三十一年）であるが、後藤に関する評価は変わっていない。

(三) 前掲(一)、七頁。

(四) 前掲(二)、九頁。

(五) 後藤の衛生行政概念は、今日のそれとは相当に異なる。後藤の衛生行政概念は、その主著『國家衛生原理』において展開されている(後藤新平纂述『國家衛生原理』明治二十二年。発行所は記載されていない)。とくに二五頁から二九頁にかけて、衛生の系譜という小見出しのもとに、自己の衛生体系を記べている。すなわち、「生物世界凡百ノ事到底衛生ノ一理ニ帰納セサルハ無シ人類亦生物ノ一ナレハ一個人ト国家トヲ論セス大小ノ行為ニ於ケル最終ノ目的ハ生理的円満ニ在ルヤ疑無シ故ニ凡天下ノ人事タル始メハ衛生ノ一理ニ出テ中頃散シテ万事トナリ末復合シテ此一理ニ歸ス其循環窮リナキ蓋天真ノ道タリ」(二八頁〜二九頁) というものである。

後藤においては、個人、国家、社会の森羅万象ごとごとく、「衛生」の範疇に入らないものはない。つまり、後藤は、ダーウィンの進化論を機械的に社会現象の説明に適用し、独特なる「生理的円満、生理的動機」という概念を用い、これらの概念に由つて独特なる衛生概念を導出し、それに基づいて、個人生活から国家的諸問題までをもすべて「衛生行政」の対象としたのである。

なお、『國家衛生原理』における衛生概念についての検討は、拙稿、「医療政策思想史ノート」(1) (3)、『全国保険医通信』第一七六号、第一七八号(昭和五十七年)、第一八一号(五十八年)参照のこと。

原典からの引用にあたって、旧字体を新字体に改め、「コト」と表記するなどの改変を加えた。

(六) 野村拓『講座医療政策史』四九頁、医療図書出版社、昭和四十三年。

(七) 野村氏が引用しているのは次の部分である。「必竟欧米文明国ニハ中等以上ノ人物ガ其生命ノ高価ナルコトヲ知り之ヲ保護スルニハ衛生法ヲ盛ニセザル可カラサルコトヲ能ク会得シ銘々各々ノ注意ノミニテハ其保護ノ全カラサルカ為メ始メテ公衆衛生法ノ必要ナルコトヲ感シ未ダ真ニ衛生ノ必要ヲ感セザル低価ノ性命ヲ有スル賤民迄モ自分ノ保護ノ加勢ニ驅リ入レタルヨリ今日ノ如キ衛生法ノ繁昌普及ヲ見ルニ至リタルコトハ知ラレタリ」(後藤新平『國家衛生ノ盛衰ハ国民ノ命価ニ関係ス』『大日本私立衛生会雑誌』第三九号、一九頁、明治十九年)。この部分も含めて、命価説については別に論ずる。

(八) 前掲(六)、四九頁〜五〇頁。

(九) 前掲(六)、五二頁。

(10) Gigerist, H.F.: Landmarks in the History of Hygiene. 8, London, 1956. シゲリストはここで、ある時代の衛生学の性格を規定する要素として、その時代の社会の「健康と病気に対する評価をあげている。この論点は、ある時代の医学や医療の

性格を規定する要素として、その時代の社会、人間に対してどのような価値づけをするか、をあげることができよう。詳しくは、拙著、『健康と医療の思想』（労働旬報社、昭和六十一年）を参照されたい。

(二) 前掲(六)、五四頁。

(三) 前掲(六)、五六頁～五七頁。野村氏は引用した部分に続けて、明治二十九年に発表した「衛生と資本」と題する講演筆記を引用している。「倫敦の富は労働者にあり又貧民にあり日本の富は日本労働者にあり日本貧民にあり其保護は衛生法に依つて成功すべく日本将来の富強になると否との問題も此に存するのであります」〔医学〕一、中川米造、丸山博編『日本科学技術史大系』第二四卷、四三〇頁、第一法規出版株式会社、昭和四十年。

注(一三)の引用とあわせて、日清戦争後に後藤の理論が転換したという主張の根拠と見なして、野村氏が引用したことは明らかである。

(三) 野村拓『医学と人権—国民の医療史』一二五頁、三省堂、昭和四十四年。

(四) 日本の産業革命の時期については論争が継続中であるが、明治三十年頃から四十年頃までを中心としている説が一方に存在。永原慶二編『日本経済史』二五二頁、一五七頁、有斐閣、昭和四十五年。

明治十九年頃から開始されたとする説も有力である。

大石嘉一郎『資本主義の確立』『岩波講座日本歴史』一七、一二〇頁～一二二頁、岩波書店、昭和五十一年。

(五) 産業資本の確立は、すなわち資本主義の確立であり、当然ながら産業革命の進展と不可分である。石井憲治氏は、鉄鋼業・機械工業の日本的タイプの確立を重視して、明治十九年～四十年の時期に確立したとしている〔産業資本の確立〕前掲『日本経済史』二二三頁。

大石氏は明治四十二年を「産業資本の確立をみるにいたった時点」(前掲、一三二頁)としている。

およそ明治二十年前後から日露戦争の前後までを、日本の産業革命期、したがって産業資本の確立期、したがって日本資本主義の確立期とみて大過なからうと思われる。古島敏雄氏は、明治二十年代初頭から日露戦争にいたる期間が、産業資本の確立期と承認している。

古島「資本主義の確立」『岩波講座日本歴史』一七、一六九頁～一七〇頁、岩波書店、昭和三十八年。

(六) 片山潜は「日本における近代的労働運動は一八九七年の夏、日清戦争の後に始まったと言つてよい」と記述している。片山「日本における労働運動」『日本の労働運動』三二〇頁、岩波書店、昭和二十七年。

(一七) 労働者を中心とする窮乏民の大量発生、労働運動や社会運動の勃興によって、世人の社会問題に対する認識が本格化するの日は清戦争後であり、一八九七(明治三十)年は「日本の社会運動の出発点とでもいうべき画期的な年であった」。

松永昌三「社会問題の発生」『岩波講座日本歴史』一六、二四二頁～二四四頁、二五五頁、岩波書店、昭和五十一年。

(一八) 朝倉幸治「日本医療保障の形成過程に関する医史学および社会医学的考察」『国民衛生』第二八卷第二号(別号)、五四頁～六一頁、昭和三十四年。

川上武『現代日本医療史』二二六頁、勁草書房、昭和四十年。

酒井シヅ『日本の医療史』五一九頁、東京書籍、昭和五十七年。

管谷章『日本医療政策史』二四頁～二五頁、三五頁、日本評論社、昭和五十二年。

布施昌一「後藤新平における衛生論の人的展開」(4)『日本医事新報』第二五三五号、七一頁、昭和四十七年十一月二十五日、など。

(一九) 庭田範秋「わが国社会保険発達の側面」『健康保険』第九卷第一〇号、九頁、昭和三十七年。『明治日報』の報道は、明治十四年十二月十六日、十六年十二月十一日、十七年三月五日になされた。

(二〇) 『東京経済雑誌』第四〇六号、明治二十二年二月十八日。前掲(一)四頁より再引用。

(二一) 前掲(一九)、四頁。

(二二) 一八七一年にビスマルクは商務大臣イッツェンブリッツ伯(Graf Iztentitz)にあてた手紙において、社会保険を、社会主義運動を鎮める方法として位置づけている(H.E. Sigerist: On the Sociology of Medicine, 128, New York, 1960)。

(二三) 西岡幸泰「ドイツビスマルクの社会保険」『講座社会保険』三、二五六頁、至誠堂、昭和三十四年。

(二四) 前掲(二)、一一頁。

(二五) 山本四郎氏の研究によると、高島炭坑では明治十五年八月、十月、十六年九月、十八年十一月、二十一年八月、二十二年一月に暴動と紛争が発生している。高島炭坑は囚徒労働の比重が大きく、低賃金と劣悪な労働条件と労働者虐待によって大規模な暴動を招いている。

山本「明治初期の鉱山労働および労働運動」、明治史料研究連絡会編『明治前期の労働運動』御茶の水書房、昭和三十五年。

(二六) 後藤新平「職業衛生法」『大日本私立衛生会雑誌』第六三号、五七八頁～五七九頁、明治二十一年。

(二七) 前掲(二六)、五七九頁～五八〇頁。

- (二〇) 前掲(二六)、五八〇頁。
- (二一) 前掲(二六)、五八〇頁～五八一頁。
- (二二) 前掲(二六)、五八一頁。
- (二三) 前掲(二六)、五八三頁～五八四頁。
- (二四) 前掲(二六)、五八四頁。

後藤のいう社会の進化と万有学の進歩とは、前者は生存競争の進展の結果としての「現在」、すなわち上昇期の日本資本主義であり産業革命を経た欧米の資本主義であり、後者はダーウィンの進化論の登場を意味している。後者についての後藤の見解は、『国家衛生原理』(明治二十二年)の第壹編「諸論」に詳しく展開されている。とくに後藤は社会科学(後藤は国家学と称している)に対するダーウィンの影響を重要視している。すなわち「同氏(ダーウィンのこと……日野)出テシヨリ心理及物理ノ説ニ変易ヲ生セシコト一ニシテ足ラス殊ニ生物学ハ頗ル長足ノ進歩ヲ致シタルコト実ニ驚クヘシ」(六七頁)、あるいは「輒近国家学モ亦其基礎ヲ生物学ニ取ラサルヘカラストノ説ハダアウキン氏ノ説ヲ紹述シ来タル科学ノ力ナリ彼ノ空理妄談ヨリ流レ来ルモノニ非ス」(七頁)と述べている。さらに、後藤にとっては、ダーウィンの説は不易の理として、不変の真理として受容されている。もつとも、ここでのダーウィンの説とは、明治初、中期に日本に紹介された、社会ダーウィニズム、生物学主義に他ならない。後藤は、「抑化育大本不易ナル理トハ其レ何ヲ謂フ乎已ニ述ルカ如ク此十九世紀ニ於テ発見シタル進化説是ナリ其理必然ナルアレハ則殊途同轍ニ帰シ其言至当ナルアレハ則時代ノ古今ヲ論セス相応スルコト合符ノ如シトハ其レ進化説ノ謂乎」(二五頁)として、進化論を不変不易の真理、それも、自然と社会と心理の全般に適用される法則と見なした。

- (二五) 前掲(二六)、五八五頁。
- (二六) 前掲(二三)、西岡氏の次の指摘に従う。「社会保険制度は、労働過程における労働者保護立法と結合されてはじめて労働者保護政策として経済的社会的に効果あるものとなるのであるが、ビスマルクは労働保護立法の徹底的な反対者であり、彼はその代替物として社会保険を考案したのであった」(二六一頁～二六二頁)。
- (二七) ビスマルクが地主的貴族(ユンカー)の立場を反映していたのに対して、後藤は、上昇期の産業ブルジョアジーの立場を反映したのであり、ここに後藤の進歩性・啓蒙性の由来の一端が求められる。
- (二八) 後藤新平「疾病の保険法」『大日本私立衛生会雑誌』第一一六号、明治二十六年。

なお、佐口卓氏の『日本社会保険制度史』では、演説の題を「劳工疾病保険法」としているが、『大日本私立衛生会雑誌』では、「本会紀事」の項に「後藤新平君（疾病保険法）ノ演説アリ」（一頁）となっている。また、「論説」の項に収められている演説筆記の題は「疾病の保険法」となっている。いわば本論にあたる演説筆記の題を採ることにする。

(三六) 前掲(三五)、一五頁。

(三七) 前掲(三五)、一五頁～一六頁。

(三八) 前掲(三五)、一六頁～一七頁。

(三九) 前掲(三五)、二一頁。

(四〇) 前掲(三五)、二〇頁。

(四一) 前掲(三五)、二二頁。

(四二) 前掲(三五)、二二頁～二三頁。

(四三) 後藤新平「衛生と資本」『大日本私立衛生会雑誌』第一五七号、明治二十九年。

(四四) 前掲(四三)、六〇六頁。

(四五) 前掲(四三)、六〇八頁。

(四六) 前掲(四三)、六一頁～六一二頁。

(四七) 鶴見祐輔「後藤新平」第一巻、七八二頁、後藤新平伯伝記編纂会、昭和十二年。

(四八) 日野秀逸「医療政策思想史ノート」第一七回、第一八回、『月刊保団連』第二三八号（昭和六十一年）、第二四四号（昭和六十一年）。

(四九) 前掲(四七)、八〇一頁。

(五〇) 後藤は「職業衛生法」を発表する以前から、自らの衛生行政の基調を富国強兵と治安に置いていた。「愛衆社設立の告示」（明治十三年）では、「畢竟吾党ノ正鵠ハ、他日衛生医事ノ議會ヲ起スノ権輿ニシテ、公衆ヲ壽域ニ導キ、富国強兵ノ一助トナサントスルニ非サルハナシ」（鶴見、前掲(四七)、二六四頁）と述べている。また翌十四年には「連合公立医学学校設立之儀ニ付建白」において、「海ノ内外トナク、陸ノ東西トナク、苟モ修身齊家治國平天下ノ大策ヲ計画セントナラハ、必ス先ツ其身体ノ健全ヲ慮ラサル可ラス」（前掲(四七)、二七二頁）と述べている。後年の「職業衛生法」のような明瞭な認識にはなっていないが、方向性は富国強兵・治國平天下、すなわち、富国強兵・治安維持を示している。

(五) 当時は、労働者と貧民あるいは職人は同一視されるのが一般的であった。明治二十九年から三十一年にかけて執筆した論稿をまとめたものである横山源之助の『日本の下層社会』では、細民という総称の下に、貧民(日雇、車夫、くづひろいなど)、職人、手工業労働者(織物工女など)、機械工場労働者(綿紡績、鉄鋼など)、小作人の五つのカテゴリーを含めている。

(五三) 本稿においては、「職業衛生法」が重要な位置を占めている。「職業衛生法」を、後藤の政策論の画期をなすものとして重視した研究者は既に存在している。

信夫清三郎氏は、『後藤新平—科学的政治家の生涯—』(博文館、昭和十六年)において、「後藤新平の社会政策論が……体系的にまとめられた論稿としては、おそらく明治二十一年—二十二年の『大日本私立衛生会雑誌』に掲載された「職業衛生法」が最初であろう」(七九頁)と述べている。そして、図書の巻末に附録として「職業衛生法」の連載第一回分を中心にして、抄録を入れている。しかし、留学や日清戦争を経た後藤の一貫性については言及していない。

注(一)の『近代医療保護事業発達史』(上)は、太田鼎三氏が執筆したものであり、後藤新平を高く評価し、後藤に関する記述に多くのスペースを割いている。その中で太田氏は「職業衛生法」を次のように評価している。「斯くの如く国家的社会的見地より、縷々数百言を用ひて労働力の保持培養、殖産興業の維持発展及び国家富強の要素として衛生施策の急施を述べているのは蓋し卓見であつて、此の方面に注意を向ける者の殆んどなかつた時代に於て、早くも労働者の健康保護のための社会的施設の必要を唱道した彼は、正に時代の先覚者と称すべきである」(一五五頁)。

しかし太田氏の評価には、治安維持の視点への言及がない。また、一連の後藤の衛生行政の発言を検討しているが、「職業衛生法」以来の一貫性を指摘している記述はまったくない(とくに、一七四頁—一七五頁、一八五頁—一八六頁、二二八頁—二二九頁)。さらに、太田氏にあっては日清戦争後の後藤の伊藤への一連の建議も、中産階級重視論として把握されている(一六一頁—一六二頁、一七五頁)。

注(一八)の布施昌一氏の「後藤新平における衛生論の人間の展開」(3)『日本医事新報』、第二五三四号、昭和四十七年十一月十八日)では、「この職業衛生法」は、その内容が時代的価値においてもすぐれているし、以後の後藤の社会政策論、およびこの方面での具体的行動の基礎になっている点においても、記憶されてよいものである」(六八頁)と評価している。しかし、布施氏の場合も、生産力視点と治安対策視点を兼備した総合性への指摘はみられず、以後の発言までの一貫性についても記述されていない。

(国立公衆衛生院衛生行政学部)

On the consistency of Shinpei Goto's theories of sanitary administration

Shuitsu HINO

Shinpei Goto was a distinguished figure in the history of Japanese public health administration. He was famous as a theorist or ideologue in this field.

It has been popularly accepted that Goto's theory was largely changed after his study in Germany and during the Sino-Japanese War.

His main aims regarding sanitary administration were to promote productive forces and to maintain social harmony. According to his main aims, the targets of his policy were the labourers and the poor.

The fundamental structure of his sanitary administration theory was consistent at least from 1888 to 1898. Between 1888 to 1898 his major articles on sanitary administration were published, namely, "Shokugyo Eiseiho" (1888), "Shippei no Hokenho" (1892), "Eisei to Shihon" (1896) and "Kiyusai Eisei Seido ni kansuru Iken" (1898).

Judging from analysis of these articles, his theoretical structure was unchanged.